

77. 小規模林業経営の二つの類型 (1)

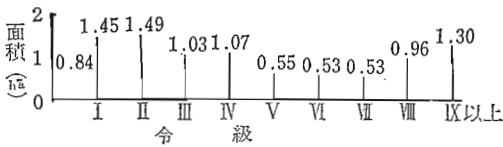
— 北陸地方の調査から —

九大農学部 ○黒田迪夫
青木尊重

最近わが国では政策面から小規模な自立的農林業経営の育成を強くうち出しているが、それを裏付ける経営の理論はまだ出来ていない。そこでその手掛をつかむために私は昨年から文部省科学研究費で各地の小規模林業経営の調査を行っているが、その一環として今年の9月末に北陸地方へ出かけ、二つの対照的な小規模林業経営のタイプをみる機会を得たので、報告したい。

さて私のみた一つの型は福井県のF氏の経営である。氏の所有山林は9.7haにすぎないが、すべてスキの人工用材林化しており、しかもその内容が法正林的令級配置になっているところに最大の特徴がある。

F氏の山林の令級配分の状況 (図参照)



いうのもこのような令級配置をもつ小規模の林業経営は、理論的には考えられても、実際にみたことはなかったからである。もしもこのような経営が実際にも成立し、しかも林業技術の面から不合理がないとすれば国の自立的農林業経営の育成策に大きな支柱を与えるだけでなく、他の多くの小森林所有者への大きな励ましとなるであろう。その意味でF氏の経営は貴重な資料を提供したことになる。そこで私はまずこの経営の成立過程をきいたところ、次のような事情が明らかとなった。すなわちF氏がこの山林の植林に乗り出したのは昭和7年であるが、その当時は先代及び先々代によって植林されていたのは2割程度で、8割はヤブ状の雑木林として放置されていた。しかも既植林地はこの地方で通常みられる備蓄林として仕立られたもので経常の収入には全く無関係であった。したがって当時のF家は水田5反、畑2反からの農業収入と磯からのワカメの採取、水仙栽培などの雑収入で支えられていたが、それでは食って行くのが精一ぱいでゆとりのある生活が出来ないので、労力の余剰を生み出して造林

を進めようと決心した。しかしそのために健康を害したり、家計に無理が生じては困ると考え、造林の面積は一応年2反ときめたという。爾来、F氏が入隊し手不足のために若干造林面積がおちたこともあるが、とにかく30数年間に亘って毎年2反という線を守ってきたわけである。まさに驚くべきねばり強さといえる。ではその努力が功を奏して略々法正林が出来た今日、山林部門はF家の家計にどの程度貢献しているか。37年に作られた個別経営計画書によると、農林業その他の合算した粗収入は932千円となっているが、そのうち木材の販売収入は540千円で約6割を占めている。しかもこれは粗収入であるから、所得としてみると7割を越えることは疑いない。雑木林のままに放置されておればこのような大きな収入は全く期待出来なかったわけであるから、山林活用の効果がいかに大きいかかわかるであろう。ではこの経営に問題点はないか。いろいろときいてみると、圃地が分散し、しかも小規模の植林であるため、間伐木の商品化に難点があるようである。つまり少量の間伐木に対して搬出経費が割高となるという問題である。F氏はそれをいまのところは隣接所有者の主伐や間伐に使乗するという形で解決しているというが、それはいつでもまたいつでも期待出来ることでない。この形での小規模林業経営を組立てる場合に注意すべき点だと思った。

次にこのF氏の経営と対照的なのは石川県輪島市近郊の経営である。T氏の所有山林は約18haで、うち9.5haが薪炭林であり、8.4haの用材林もヒバ林は1.5haにすぎないが、その林のヒバ林型が極めて特徴的である。即ちそれは60年生ぐらいのヒバの上木の下に高低を異にしたヒバの下木がびっしりと生え、一見したところ垂直的な法正林といった印象を与えるからである。ではどうしてそんな山が出来たのか。それはヒバの耐陰性を利用して上木をぬき伐りした跡に次々と幼苗を植えこんで行ったからである。それも挿木苗を使用するだけでなく、伏條根による幼木をトリ木して苗として使用している。そのため林令は正確につかめずしかも上下の極めて不揃な複雑な林型になっているわ

けである。しかしこのような林分でぬき伐りをして行くと、小規模でも連年収入が期待出来る。事実、T家の場合、こうしたヒバ林から択伐収入だけではないがそれも含めて用材林から年平均60㎡を伐採し、400千円の収入をあげている。これは同家の総収入663千円の約6割に相当するものである。しかも同家のヒバ林の択伐林はまだ完成されたものでないから、今後は一層の収入増加を期待出来るわけである。ただこの場合も単木択伐に近い形をとっているので、伐出費がかさみ、人手不足の折柄困るという問題は避けられないようである。しかしその点を除けば、家族労力に依存する小規模林業経営として適しているといえる。

以上、私は二つの対照的な小規模林業経営の事例をあげたが、そのいずれが小規模経営としてすぐれているという事は一概にはいえないようである。それよりも注目されるのは、この二つの経営が夫々の地域的条件をうまく生かすことによって、異った型を打ち出しているにも拘わらず、ともに大きな連年収入をあげているという点である。小規模では Going Concern としての林業経営は成立しがないという見解があるが、この二つの経営はそれを事実によって否定しており、これからの小規模林業経営の行き方に一つの示唆を与えていると思う。

78. ソ連における「林業」の考え方について

九大農学部 赤羽 武

1. はじめに

戦後、わが国の林業経済学研究の中で、「林業」を経済学的にどう理解するか、換言すると、林業が他の諸産業から区別される経済学的特質は何か、という重要な点で必ずしも一致していないことが明らかになっている。そこで、この小論では、世界最大の森林資源をもつソ連邦では「林業」を経済学的にどのように特徴づけているかについて、若干の資料によりつつみてゆきたい。

2. ソ連邦における林業の概念とその特徴

ソ連邦における林業とは、「木材を入手し、林地の特に有用な機能を利用する目的で森林の育成に従うソ連邦の計画的国民経済の一部門である」⁽¹⁾とされている。

ところで、この場合、森林とは「自然現象であってステップ、砂漠およびツンドラと同様に風土の一部、つまり、その一定の生物学的属性のためにそれにふさわしい樹木群によって占められている地表の一部であり⁽²⁾」、土地と不可分のものと解されている。

したがって、林業とは、人間が自然——土地に働きかけ、自然の富である木材を入手し、自然そのものである森林のもつ有用な諸属性を積極的かつ合理的、合目的に利用することであるといいかえることができる。そしてこのことから、人間労働の充用によって造出さ

れる人工林も、人間による自然——森林の合目的改良であり、強化された自然と解されている。

つまり、ソ連では、林業に森林を育成する過程とその結果である立木を採取する過程と二つに区分しているが、これとて自然力への働きかけの相違として不可分の統一と考えている。

このような林業の規定は、わが国の二範疇林業論、たとえば「土地に資本ならびに労働を投下して栽培育成する育成的林業と、原始林の如く自然財として存する資源を単に採取するに過ぎざる採取的林業とが並存する。いわば農業的林業と鉱業的林業とが存する」⁽³⁾という規定に類似している。しかしソ連の場合は、「異なる二つの生産過程」と考え、この二つの過程の統一を林業としているのに対して、わが国の二範疇林業論は、「範疇異なる二つの林業」としているのだからまったく異なっているといえるであろう。

3. 林業の経済学的特質

ではこのような林業を他の諸産業と区別する経済学的特質はどのように考えられているであろうか。それは、林業の生産過程における特質と労働対象に対する特質に分けて考えられている。

生産過程における特質は、①林木育成の生産過程が非常に長いこと、②労働期間と生産期間とが一致しないこと、③林業経営の前提として、大量の立木蓄積を必要とすること、④生産の位置変化が不断に行なわれ